

時事新報

第千三百二十一號
 明治十九年七月十九日 月曜日
 西曆一千八百八十六年
 發行所 東京市本町三丁目
 印刷所 東京市本町三丁目
 代印所 東京市本町三丁目
 代售所 東京市本町三丁目

○時事新報の御見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目目黒園地時事新報出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並送料と申受け申す見本御送り可申上候

時事新報

○時事新報の御見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目目黒園地時事新報出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並送料と申受け申す見本御送り可申上候

言すば日本の通系は相場ありと云ふも可ならん斯る亂暴する有様にして其實際の影響如何と云ふに日本の商賣世界にて通系商之危険の地位に陥れたるの一事あり其次第は今日も在りて明日の相場と知る可らず況んや來月の相場をや尙や況んや來來數月の景況に於てや所謂寸前暗黒なるものにして唯萬一と僥倖するのみ利及ばず時節論議成る製糸家の現金を投じて繭を買入る之を生糸に製成して商人に賣渡すまで凡ら何箇月と費さるるを得ずして此何箇月間相場の上は製糸家の不幸に歸するの外なし即ち純然たる投機的事と云はざるを得ず製糸家は本來工の業にして唯々の有形の勞に對するの報酬と目的とをすべき可きものに此工を以て製糸と共に投機の危険を踏まはむるは何ぞや蓋し常の相場ありて定期を以て預め之を賣るの場所を得ざるが爲かり製糸家は僥倖に於て其製糸の期中相場下落の禍を免かれ先づ安心して之を商人に渡ししり即ち心配を他人に嫁せしめざるの姿にして得志されども是より商人は心中こそ不安かれ生糸を買取りて之を在横濱の外國人に賣渡すか又は直輸出て其代金を請取るまでは被破産を懐きしめて敵地に進むの狀に異ならず昔尾よく參れば獲物もあらんれども其品物が未だ懷中と去らざる其間に相場下落の破産も逢ふときは唯自殺の外ある可らざるも亦甚だしく云ふ可也

百は現在我國通系の商況にして其製造賣買とも未だ頼む可きものなきが先きに當局者の不便のみならず正當の業を営まざるが不運にしていふ可からざるの慘狀に陥る者少からず左れば今この不運慘狀を救はんとするに如何す可きやと云ふに我輩の所見を以てれば便宜の地を撰りて特製通系の相場所を設け直取引も定期の賣買も自由自在にして其賣買の區域を廣くし商賣世界の資本を招て其場所に来集せしむるの工風專一なる可也と信す即ち通系相場の本陣を擧げたる姿にして毎日常時の價格と一定するのみならず幾月後の相場も今日に現はれ遠方ある貨物の影と實とを以て賣買に附すること自由されば彼の製糸家又は商人の如きも運を天に任するの危険を免れて成敗を自力に制するの地に安んず通系の賣買始て確實なるを得べし人或は謂らく通系と相場所と賣買すればとて其價の變動を止む可らざるにあらざれば其高一低の際に商人の損益は場所を異にするに異なることなるべしとの説もあれども我輩の所見は即ち然らず從來我國の糸價に高低の變動甚だしきは米と伴ふの資本少なきがためなり資本少あけを利益を長き日月に期するを得ず例へば年の七八月に品物を買入れ其年末には必ず價の騰貴することあるべしと見込は甚だ妙きも金力あらざれば不利と知りながら今日の即金と之を賣らざるを得ず之がために其日の相場俄と下落して忽ち買方の心を驚かすとは豈に翌日又大に騰貴し騰貴と雖も此買方も亦資

<p>○東京府論議 虎刺刺病流行候に付ア病勢ノ景況ニ依リ何時祭禮祭衆人ノ群集ヲ禁止候哉ニ難測ニ付右等ノ準備ハ可成見合ス</p> <p>明治十九年七月十七日 東京府知事高崎五六</p> <p>○帝國大學學科課程 帝國大學於て法、醫、工、文、理科五大學の學課程と左の如く定めり</p> <p>○法律學第一科 第一年一週授 法律學通論 六時 契約法 六時 英國憲法 三時 佛語 三時</p> <p>○法律學第二科 第一年一週授 民法 三時 刑法 三時 民法 三時 刑法 三時</p> <p>○法律學第三科 第一年一週授 民法 三時 刑法 三時 民法 三時 刑法 三時</p>	<p>○流行政外虎刺刺 神奈川縣一昨十五日新患六十二人、新患死亡二十八人、愛知縣去る十二日十三日新患十八人、同死亡十人、三重縣去る十四日新患五十五人、同死亡二十一人、石川縣去る十日十一日新患四人、同死亡一人、宮崎縣去る十四日新患一人、同死亡一人、佐賀縣去る十三日十四日新患六人、新患死亡二人、熊本縣去る三日四日七日新患四人、同日死亡三人、鳥根縣去る十五日新患四人、同日死亡一人、以上本年七月十七日官報</p> <p>○内務省告示第十六號 神奈川縣下横濱區虎刺刺病流行地ト認定ス 明治十九年七月十七日 内務大臣伯爵山縣有朋</p> <p>○内務省告示第十七號 本年(五月)第十號告示ヲ廢ス</p>
--	--

○明治十九年七月十九日 月曜日
 ○内務省告示第十七號
 本年(五月)第十號告示ヲ廢ス